## 小田原短期大学の研究活動における行動規範に関する規程

制定 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小田原短期大学(以下「本学」という)の「教育理念」を踏まえ、本学の研究者としての良心と良識に従い、社会の信頼と期待に応える研究活動を一層進めるため、研究活動における基本姿勢、行動規範を定めることを目的とする。

## (研究活動の基本姿勢)

- 第2条 本学は、学問の自由の下に、研究者の自主的かつ創造的な研究活動を尊び、研究成果が社会の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、社会のさまざまな営みに多大な影響を与えることを常に認識し、研究の方法及び内容を絶えず自省しなければならない。
  - 2 本学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの検証を受け、説明責任を果たさなければならない。
  - 3 本学は、研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨 まなければならない。

## (研究者の行動規範)

- 第3条 本学において、研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。
- 2 指導的立場に立つ研究者は、研究活動の実施に際して、若手研究者及び学生に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応じなければならない。 (対象となる研究活動の不正行為)
- 第4条 この規程における、研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)とは、次の各 号に掲げる行為をいう。
  - (1) 捏造:存在しないデータ、研究成果を作成すること
  - (2) 改ざん: データ、研究結果等を不正に変更する操作を行い、その結果得られた変更・変造データ等を報告もしくは論文等に利用すること
  - (3) 盗用:他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文を故意に、 当該研究者の了解または適切な表示をしないで流用すること
  - (4) 前3号以外の行為で研究活動の本質や研究活動・研究発表の作法に抵触する悪質な行為
  - (5) 研究費の不正使用、 資金元及び本学の規定に違反する経費の使用

(不正行為に該当しない行為)

- 第5条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。
  - (1) 悪意のない誤り (科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。)
  - (2) 意見の相違

(対象となる研究資金)

第6条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る 研究活動を行うに際して費消した全ての研究資金とする。

(対象となる研究者)

第7条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わる全ての者をいい、常勤、 非常勤の別、本学からの給与支給の有無を問わない。また、学生も含まれることが ある。

(改廃)

第8条 この規程を改正するときは、小田原短期大学全学運営評議会の議を経て教授会の議 決により行う。

## 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。